

秘密保持に関する覚書

久御山町（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、令和8年 月 日締結の量水器（メーター）交換工事請負契約書第1条第4項に規定する秘密保持について明確にするため、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 受注者は、発注者受注者間の取引が相互の信頼に基づくものであることを認識し、本覚書に定める各条項を信義に従って誠実に履行し、もって発注者受注者両者間の秘密保持に努めるものとする。

（データの管理）

第2条 受注者は、すべてのデータ（発注者から提供された文書・図面・テープ等を含む。以下同じ。）を厳重に保管し、発注者の指示ある場合の他は、これを複写・複製若しくは翻訳その他秘密を漏えいする疑いを持たれる行為をしてはならない。

2 受注者は、修理又は廃棄時においてもデータの取扱いに万全の注意を払い、秘密の漏えいを防止しなければならない。

3 発注者受注者間でデータの搬送を行う場合は、送達確認を行わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第3条 受注者は、業務上知り得た内容を他の用途に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。

2 受注者は、発注者より貸与された物件について、その利用目的終了のつど、速やかに発注者に返却するものとする。

（データ取扱責任者）

第4条 受注者は、本覚書に基づく全ての情報の秘密を保持し、第三者に漏えいしてはならない。

2 受注者は、前項の義務を履行するため、データ取扱責任者を定め、発注者に対するデータの授受は当該責任者に行わせるものとする。

3 前項の責任者は、本業務に基づく全ての情報に関する受注者の取扱者に対し、秘密を保持するための教育、指導を行うものとする。

（再委託）

第5条 受注者は、発注者の承諾を得た受注者の外注業者に秘密物件の制作を委託する場合には、当該外注業者との間に本覚書と同等の秘密保持のための措置を講じるとともに、委託先における秘密保持状況について継続的に管理しなければならない。

(事件・事故発生時の報告)

第6条 受注者又は受注者の従業員が発注者の秘密を漏えいするなど、事件・事故が発生したときは、速やかに書面をもって、その顛末を発注者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第7条 前条により、発注者が損害を受けたことが明らかな場合は、受注者は発注者に対し相当の損害賠償金を支払わなければならない。

(検査)

第8条 発注者は、いつでも検査員を派遣して、本覚書に基づく受注者の管理状況を検査することができる。

(本覚書失効後の取扱)

第9条 本覚書がその効力を失った後も、本覚書第4条第1項及び第7条の規定は、引き続き有効とする。

(協議)

第10条 本覚書に定めない事項又は本覚書の各条項に疑義が生じたときは、発注者受注者協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

久御山町長 信貴 康孝 印

受注者

印